

申告相談に必要なもの

- 給与や年金の源泉徴収票の原本
 - 事業および不動産所得がある方は、収支内訳書
 - 各種保険料控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料等)を受ける方は、その控除証明書
 - 寄附金控除を受ける方は、控除証明書等(ワンストップ特例制度を利用した方でも申告する際には必要となります)
 - 障害者控除を受ける方は、障害者手帳等
 - 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書
 - 税務署から申告書、確定申告のお知らせはがきが送られてきた方は、その申告書、はがき
 - 還付申告の場合、還付金振込先となる本人名義の金融機関の口座が分かるもの
 - 本人確認書類およびマイナンバーカード等
 - 利用者識別番号(16ケタ)を取得後、初めて寄居町の申告相談にお越しの方は、番号が分かるもの(確定申告のお知らせはがき・前年税務署にて確定申告した方は申告書の控え等)
- ※収支内訳書、医療費控除の明細書等はご自宅で事前に作成してご持参ください。

申告相談その前に ~税務課からのお願い~

次に該当する方は、税務署で申告してください。

- 分離課税所得(土地・建物・株式などの譲渡所得、先物取引等)があった方の申告
- 損失・損益通算等の申告
- 青色申告
- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)で令和3年入居の方および入居2年目以降で連帯債務のある方の申告
- 外国在住の方を扶養親族とする申告
- 死亡した方の申告(準確定申告)
- 申告書の本人控に受付印が必要な方
- 過年分(令和2年分以前)の申告

源泉徴収票は必ずご持参ください

給与明細や振込通知ではなく、必ず源泉徴収票をお持ちください。源泉徴収票等がない場合は、支払者から再発行を受けてください。

事業所得(営業・農業)や不動産所得のある方、医療費控除を申告する方

事前に自宅で収支内訳書・医療費控除の明細書を作成したうえでご相談ください。当日会場で作成される方は長時間お待ちいただく場合があります。

令和3年中に収入がなかった方へ

申告は原則不要ですが、医療、福祉等で行政サービスの適用を受ける方は住民税申告が必要となる場合があります。

マイナンバー(個人番号)の記載および本人確認について

申告書には、申告者や配偶者等のマイナンバーの記載が必要です。また、本人確認書類(番号確認および身元確認)の提示または写しの添付が必要となります。

番号確認書類

⇒マイナンバーカード、マイナンバー通知カード(氏名・住所等が住民票と一致している場合に限り有効)、住民票(マイナンバーが記載されたもの)等

身元確認書類

⇒マイナンバーカード、運転免許証、公的医療保険の被保険者証、年金手帳等

その他

住民税申告書は郵送で提出できます。町公式ホームページ税務課のページから「令和4年度町・県民税申告書」を印刷し、必要事項を記入のうえ郵送してください。

郵送先/税務課住民税班(〒369-1292住所記載不要)

町・県民税の申告相談



期間内に忘れずに申告を済ませましょう。本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付(相談)のお知らせ」も併せてご覧ください。

☎ 税務課 (☎ 581・2121内線154~156)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

来庁される際はマスクの着用・手指の消毒等の感染拡大防止対策にご協力をお願いします。申告会場では、待合室や記載スペースの席を減らすことで人と人との距離を確保するとともに、適時消毒・換気を行います。なお、混雑時には、会場への入場を一時的に制限させていただく場合がありますのでご理解とご協力をお願いします。

▶期間

2月16日(水)から3月15日(火)まで
(下記日程表参照)

▶受付時間/午前9時~11時30分、午後1時~3時30分

▶申告会場/役場6階会議室

申告相談日程表

相談日	地区	対象区
2月16日(水)	折原	折原上郷・折原下郷・上平下小路・立原
17日(木)		秋山・三品・平倉・山居・栃谷・五ノ坪
18日(金)	用土	用土6・7・8・9・10
20日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合がつかない方等)
21日(月)	用土	用土1・2・3・4・5・11・12
22日(火)	男衾	伊勢原・谷津・蔵田・塚田・鷹ノ巣・西古里
24日(木)		男衾上郷南・男衾上郷北
25日(金)		男衾下郷・塚越
27日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合がつかない方等)
28日(月)	男衾	赤浜

相談日	地区	対象区
3月1日(火)	男衾	牟礼・今市・中郷
2日(水)	市街地・西部	茅町・花町・六供
3日(木)		本町・中町・栄町・武町・金尾・風布
4日(金)	西部	本宿・末野2・3・4
7日(月)		常木・菅原
8日(火)	鉢形	立ヶ瀬・三ヶ山・保田原・小園
9日(水)		木持・上の町・内宿・関山
10日(木)		上の原・露梨子
11日(金)	桜沢	本村・岩崎・中小前田
14日(月)		山崎・南飯塚・上組
15日(火)		町内全地区

熊谷税務署からのお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の申告相談会場を開設

新型コロナウイルス感染症対策として、還付申告の方の申告相談を2月15日(火)以前でも受け付けています。
また、確定申告会場への入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。



国税庁LINE公式アカウント

▶期間/3月15日(火)まで
※土・日曜日、祝日を除く。2月20日(日)、27日(日)は開場

相談受付/午前8時30分~午後4時

相談開始/午前9時~

場所/熊谷税務署(熊谷市仲町41)

※スマートフォンをお持ちの方は、確定申告会場でも基本的にスマートフォンを利用して申告書を作成していただけます。

※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用のうえ、少数人数でお越しください。

※入場の際に検温を実施しています。せき・発熱等の症状がある方は入場をお断りさせていただきます。※午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

もっと身近にもっと便利にスマホで申告!

確定申告には、ご自宅からスマートフォンやタブレットでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセスすると、見やすいスマホ専用画面で閲覧いただけます。

多くのの方が来場される確定申告会場に向くことなく、マイナンバーカード読取対応のスマートフォンを利用して、ご自宅でスマホ申告することができます。



確定申告書等作成コーナー

■こんなあなたにはスマホ申告!

○年末調整済で医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方

○年末調整が済んでいない方

○2カ所以上の給与所得がある方

○株式等の譲渡(特定口座をお持ちの方)もっと便利に!

○給与所得の源泉徴収票をスマートフォンのカメラ機能で読み取ると、記載内容が入力画面へ自動反映されます。

■公的年金の確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例・純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。
※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

☎ 熊谷税務署 (☎ 521・2905)